

# 業務指示書

## ガーナ国野口記念医学研究所追加実験棟設置計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年1月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月13日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：施設整備に係るO/D, B/D D/D, S/V (医療または研究分野の施設であることが望ましい)

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者(総括)を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者(副総括)を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認める(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない)。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合、3点の加点を行います。(「第9 プロポーザルの評価」参照)。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者(総括/建築計画)】

(業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目)

- 1) 類似業務の経験：建築計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力(語学は認定書(写)を添付)：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：機材計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写3部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
地形測量、地質・地盤調査
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(GHS1 = 37.05 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築計画  
機材計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.62 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ガーナ国野口記念医学研究所追加実験棟設置計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建築計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ガーナにおける保健分野の状況は、サブサハラ・アフリカ地域平均と比べて概ね良好だが、保健分野のミレニアム開発目標の達成には至らない見込みであり、マラリア等の感染症対策や妊産婦及び5歳未満児の健康改善等が課題である。さらに近年は、これら感染症対策と母子保健に加え、生活習慣病も課題であると言われている。

これら保健分野の課題に対し、ガーナ政府は「保健セクター中期開発計画（2014-2017）」を策定し、6つの目標の中の1つに感染症及び非感染症の予防・対策強化を掲げ、三大感染症に加えて、顧みられない熱帯病及び癌等の疾病に関する検査・研究の強化に取り組んでいる。また横断的取組みとして、人材開発や研究能力強化にも取り組んでおり、教育分野の「教育戦略計画（2003-2015）」においては、10の目標の中の1つに研究の質の強化を掲げ、国家開発課題に対する大学の研究能力強化を推進している。

本プロジェクトの対象である野口記念医学研究所（以下、野口研）は、ガーナ大学の大学院生に対する医学研究教育を実施しつつ、野口研内のウイルス学部や寄生虫学部等の9つの部が国内の保健課題に沿った研究を行うとともに、HIV薬剤耐性に関する検査施設や癌研究センターといった機能も有している。

また、野口研は、1979年に我が国の支援によって設立されて以来、長年に渡る無償資金・技術協力により研究能力が向上し、現在では西アフリカ地域をはじめとする国際的な感染症対策課題に貢献している。例えばポリオ及びブルリ潰瘍に関するレファレルラボラトリーとして世界保健機関（以下WHO）から認定されているほか、現在のエボラ災禍においても、国内唯一の検査機関として多くの疑い例を検査し、他国の疑い例も検査可能な機関として認定されている。

しかしながら、近年増加している教育及び研究・検査活動を行うには野口研の実験室運用に係る施設のキャパシティ等が不足し、ガーナ国内外から期待される役割に今後応えるためには追加の施設が必要となっている。このような状況のもと、ガーナ政府から、野口研における教育と研究・検査の能力を更に向上させるため、追加実験棟の建設及び研究機材の整備に関する無償資金協力の要請が日本政府に提出された。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標

野口記念医学研究所においてガーナ国内外の保健・教育分野の課題に対応する機能が向上する。

#### (2) プロジェクトの成果

野口記念医学研究所に追加実験棟が建設され、研究機材が整備される。

#### (3) プロジェクトの内容（要請内容）

①施設（新設）：多目的検査室（multi-purpose laboratories）、特定目的検査室（specialized laboratories）、会議・セミナールーム、倉庫・コールドルーム、検査室/事務室（データ処理室を含む）、食堂、作業場/メンテナンス室。約 4500 m<sup>2</sup>程度、3 階建て。

②機材：遺伝子分析機/シーケンサー（genetic analyser/sequencer）、FACS 解析機（FACS scan）、質量分析機（GC mass spec.）、エリスポットリーダー（elispot reader）、インキュベーター（incubators）超低温槽（ultra low Freezers）など。

③ソフトコンポーネント：メンテナンス担当職員への研修（3 回）

(4) 対象地域

グレーター・アクラ州アクラ市ガーナ大学敷地内

(5) 関係官庁・機関

監督機関：教育省

実施機関：ガーナ大学野口記念医学研究所

(6) 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナー等の協力

①我が国：「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」（地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS））

（2010-2015 年）、「野口記念医学研究所改善計画フォローアップ協力」（フォローアップ協力）（2013-2015 年）、「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」（無償資金協力）（2010 年）、「野口記念医学研究所改善計画」（無償資金協力）（1998 年）等

②他ドナー等：デンマーク国際開発援助活動（DANIDA）によるマラリア分野の研究、ゲイツ財団による博士研究員研修等

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ガーナ政府から要請のあった「野口記念医学研究所追加実験棟設置計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がガーナ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時 JICA と十分な協議をすること。

### (3) 調査時の留意事項

#### ①教育・保健両分野における国家計画、現行施策及び将来的ニーズの確認

野口記念医学研究所（以下、野口研）の監督機関は教育省であり、ガーナ大学の一機関として教育政策に貢献すると同時に、ポリオやブルリ潰瘍等の様々な疾病に関する研究及び検査を行っており、保健政策の推進にも貢献している。したがって、この両分野における現行及び今後の国家計画、現行政策並びに将来的ニーズを確認し、野口研に期待されている役割を把握する。

具体的には、野口研の隣接地に建設中の新病院にはガーナ大学医学部が移転し、ガーナ大学内の組織変更も進行中と言われており、これらによる本プロジェクトへの影響（新規分野の研究者の育成ニーズ、既存実施分野の研究者の育成数増加の有無）、近年の国際保健分野の資金量増加にともなう野口研の研究数・資金額の増加可能性、政策上優先順位の高い研究や疾病、検査内容等を把握する。

#### ②西アフリカ域内及び国際的な諸課題にも貢献しうる規模・機能の設定

野口研の主要施設は約35年前に建設されたものであるが、それ以降、野口研の研究能力は向上し、現在はポリオやエボラ出血熱等の疾病に関するリファレルラボラトリーとなっている。また国際的な共同研究も数多く実施されており、今後国内のみならず域内及び国際的な諸課題に対して広く貢献できるような施設となることが期待されている。これらを踏まえながら、今後本施設で実施することが期待される具体的な疾病の研究や検査内容について、先方政府との協議や現地 WHO 等へのヒアリング結果等に基づき、先方要請施設・機材内容の妥当性・必要性を検証し、施設の機能及び規模、整備する機材計画の設定を行う。その際、下記③を十分に踏まえる。

### ③施設・研究機材の適切な使用・維持管理

途上国では、一般的に、新たな施設・機材が整備されても維持管理能力等の欠如により適切な使用がなされないことが多い。これを避けるため、野口研の施設・機材の維持管理能力（技術面、組織面、財政面を含む）を十分に確認した上で、施設・研究機材の設計・選定を行う。

特に高度あるいは精密な研究機材等の選定に際しては、ガーナ国内における同機材の使用有無、現地代理店や保守契約の条件、必要となる試薬品等の調達方法に加え、使用目的として想定される先進的な生命科学分野の研究実施能力（関連研究や論文の有無、実施に必要な人員や予算等）についても十分に確認する。

### ④過去の協力の評価・教訓の適用

野口研への過去の協力の評価・教訓を確認して概略設計に反映させる。事後評価報告書等の記載事項のみならず、先方実施機関にヒアリングを行うとともに、現施設や過去の協力で整備した機材の状況を把握する。また、野口研自身がスペース拡張のために増改築を行った際の教訓、壊れた研究機材の対応・処置についても確認する。

### ⑤ソフトコンポーネントの計画

要請内容にはソフトコンポーネントとしてメンテナンス担当職員への研修が含まれるため、上記留意事項と合わせて先方が期待する事項を確認の上、その必要性や内容について検討する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

ガーナにおける教育及び保健分野の国家計画、現行施策、当該施設に期待さ

れる機能/位置づけ/規模、本プロジェクトにより実現が見込まれる具体的な活動、及び関連する他ドナーの援助動向を確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を整理する。

#### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である野口記念医学研究所の組織や人員構成、権限、近年の予算状況、研究数及び研究資金、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として体制に問題がないか確認する。

#### (5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の形状（敷地の広さ、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況等）、アクセス、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気の引き込み状況、自然環境・気候等（雨季の施工計画に与える影響等を含む）について調査する。なお、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質、地盤調査）を行う。本件については、別紙1の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は別見積りとする。

#### (6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

①当該国の現地業者事情（業者登録制度・カテゴリーの有無、受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、建設機械保有状況、価格等）に関する詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

②協力対象都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

③資機材・消耗品等原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

#### (7) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に関する法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、手続きの流れ、申請書類の内容、必要経費等確認する。

#### (8) プロジェクト内容の計画策定

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（2009 年 3 月試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対してその内容を説明し、確認を取るものとする。

#### ①計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### ②基本計画（施設計画）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本計画を検討する。

#### ③概略設計図の策定

#### ④施工監理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

#### ⑤機材調達計画

- ・ 計画方針（内容、数量）
- ・ 調達、輸送
- ・ 据付区分
- ・ 調達監理計画

#### （9）ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010 年版）を参照のこと。

#### （10）相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（用地確保、選定サイトの整地、各種建設許可の取得等）



並びに無償資金協力として事業を実施する際のガーナ政府の免税措置等（車両の免税措置及び具体的な手続きを含む）を確認する。

#### （１１）プロジェクトの維持管理計画

施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### （１２）ガーナ側の環境社会配慮に関する調査

ガーナ側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

#### （１３）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(2009年3月版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### ①準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### ②事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

（ア）実施時期

（イ）事業費（総事業費及び内訳）

（ウ）概略の仕様

（エ）入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

（オ）契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

（カ）施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

③コスト縮減の検討  
概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年1月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

#### （１４）プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①教育した学生・授業数等 ②研究数・資金額等を想定しているが、現地調査にて確定させる。

#### (15) ジェンダー課題に関する調査

①対象施設における研究員数等の男女別のデータやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。

②対象施設の視察や女性研究員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメントや改善案に関する情報を収集する。

③施設計画（設計仕様、トイレ等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

#### (16) その他の配慮事項等の調査

施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成すること。また、現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。

#### (17) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。同報告書（案）は、ガイドラインに沿って作成する。

#### (18) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をガーナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じてプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

#### (19) 準備調査報告書等の作成

ガーナ政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

①概略事業費（無償）積算内訳書

②概要資料

- ③準備調査報告書
- ④機材仕様書
- ⑤デジタル画像集

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 2 部  
: 英文 4 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 6 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 5 部  
: 英文 5 部
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部  
(コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- (6) 概要資料 (※完成予想図を含む) : 和文 1 部及びCD-R 1 枚
- (7) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及びCD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む) : 和文 (簡易先行版) 2 部及びCD-R 1 枚  
: 英文 (製本版) 6 部及びCD-R 1 枚
- (8) 機材仕様書 (案) : 和文 1 部  
: 英文 1 部
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2014年1月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために、概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (簡易先行版/和文) を作成する。同報告書はJICAで採番し、国会図書館にも送付される正規報告書であるため、製本する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2015年3月上旬から第一回現地調査を行い、同年8月上旬に第二回現地調査を行うことを想定する。2015年8月下旬までに概要資料を提出し、9月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 13.80 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ①業務主任／建築計画（2号）
- ②建築設計／自然条件調査
- ③設備設計
- ④施工・調達計画／積算
- ⑤機材計画（3号）
- ⑥機材調達／積算
- ⑦医学研究計画

#### 3. 配布資料

無償資金協力要請書

#### 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 第一回現地調査

- ①団員構成：総括、計画管理、技術参与（研究）
- ②調査行程：約14日間（総括は約7日間）
- ③目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて先方政府の建設基準の策定状況と本計画の必要性・妥当性を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- ①団員構成：総括、計画管理
- ②調査行程：約7日間
- ③目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

以下の項目については、別見積もりとし、別紙1のとおり、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに現地再委託して実施

することを認める。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 地盤調査

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領（2013年11月改訂版）」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本調査については、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の清算は必要ない。

以 上

ガーナ共和国  
「野口記念医学研究所追加実験棟設定計画」準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング等

(3) 地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験、平板載荷試験等

3. 対象サイト

先方から提示のあった建設候補地（ガーナ大学野口記念医学研究所敷地内）

以上